

税理士法聴聞事務取扱規程

平成七・四・十三
大蔵省訓令特第八号

改正 平一三大蔵省訓令第一号

平一四財務省訓令第六号

(適用範囲)

第一条 税理士法（昭和二十六年法律第 二百三十七号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による税理士試験の合格取消し、同条第二項の規定による試験科目の一部の免除等に係る認定又は免除の取消し及び同条第三項の規定による合格取消しに伴う受験の禁止（以下「合格取消処分等」という。）並びに法第四十四条第三号の規定による税理士に対する懲戒処分（以下「税理士業務の禁止処分」という。）並びに法第四十八条の二十第一項の規定による税理士法人に対する解散を命ずる処分（以下「税理士法人解散処分」という。）をするために行政手続法（平成五年法律第八十八号。以下「手続法」という。）第十三条第一項の規定に基づき行う聴聞の事務の取扱いについては、法、手続法、財務省聴聞手続規則（平成六年大蔵省令第九十八号）及び税理士懲戒処分等事務取扱規程（昭和五十七年大蔵省訓令特第十三号）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。（平一三訓令第一号、平一四訓令第六号改正）

2 この訓令で使用する用語は、手続法で使用する用語の例による。

(聴聞の期日及び場所の決定)

第二条 聴聞の期日は、聴聞の通知の日（当事者が所在不明により公示による通知を行った場合は、その効力発生日）から起算して一月以内の日とし、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者（以下「処分権者」という。）が処分の名あて人（以下「当事者」という。）の聴聞のための必要準備期間を考慮して決定することとする。（平一四訓令第五号改正）

一 合格取消処分等 国税審議会（平一三訓令第一号改正）

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 財務大臣（平一三訓令第一号、平一四訓令第六号改正）

2 聴聞の場所は、税務署、国税局（沖縄国税事務所を含む。以下同じ。）その他聴聞が円滑に進行できると見込まれる場所のうちから処分権者が決定することとする。

(聴聞の期日及び場所の変更)

第三条 処分権者は、当事者の申請又は職権により聴聞の期日から起算して一月以内を限度として、聴聞の期日又は場所を変更することができる。

2 処分権者は、聴聞の期日又は場所の変更をしたときは、その旨を別紙第一号様式によ

り当事者及び参加人（手続法第十六条第一項及び第十七条第二項に規定する代理人を含む。以下「当事者等」という。）へ通知しなければならない。（平一四訓令第六号改正）

（文書等の閲覧事務）

第四条 手続法第十八条に規定する閲覧に供するための調査結果の資料は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める地を管轄する国税局に備え、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）が閲覧に係る事務を行うこととする。（平一四訓令第六号改正）

- 一 合格取消処分等 当事者の住所又は居所
- 二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 当事者の事務所の所在地（税理士法人解散処分の場合は、「当事者の主たる事務所の所在地」とする。第八条第二号において同じ。）（平一四訓令第六号改正）

（閲覧資料の作成等）

第五条 国税局長は、手続法第十八条により当事者等の閲覧に供するため、手続法第十五条第一項の規定による通知をするまでの間に、合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分をするため証拠とした文書又は証拠物をその種類ごとに区分した資料（以下「閲覧資料」という。）を作成するとともに、あわせて資料目録を作成しなければならない。ただし、当該資料が第三者の不利益となるときその他閲覧を拒否するのに正当な理由があるときは、閲覧資料としないことができる。（平一四訓令第六号改正）

- 2 前項により作成した資料目録は、当事者等の請求により、当事者等に提示することとする。

（閲覧の手続）

第六条 当事者等の閲覧資料の閲覧許可申請等は、財務省聴聞手続規則第四条第一項に定めるもののほか、当事者が税理士又は税理士法人であるときは、税理士登録番号又は税理士法人番号を記載した書面により、国税局長に対して提出することとする。（平一三訓令第一号、平一四訓令第六号改正）

- 2 国税局長は、前項の申請により当事者等に対して、閲覧資料の閲覧を許可したときは、その場で閲覧される場合を除き、当該申請者に対して別紙第二号様式により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において閲覧資料の閲覧の不許可を決定したときは、国税局長は当該申請者に対して別紙第三号様式により不許可の通知をすることができる。

（閲覧簿の作成）

第七条 国税局長は、閲覧した日時、場所、閲覧者及び閲覧した資料を記録した閲覧簿を

作成することとする。

- 2 閲覧簿は、聴聞の期日において、主宰者に提示する資料とすることができる。
- 3 前二項の閲覧簿は第四号様式による。

(聴聞主宰者の指名)

第八条 処分権者は、聴聞の通知の時までに、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者のうち手続法第十九条第二項に該当しない者を聴聞の主宰者に指名することとする。

- 一 合格取消処分等 当事者の住所又は居所を管轄する国税局の職員（国税局の職員を主宰者に指名できない場合は、国税庁の職員）
- 二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 当事者の事務所の所在地を管轄する国税局又は国税庁の職員（平一四訓令第六号改正）

(税理士の懲戒処分に係る主宰者等の進達)

第九条 国税局長は、税理士懲戒処分等事務取扱規程第四条の規定による国税庁長官への進達において、税理士法違反行為等が税理士業務の禁止処分若しくは税理士法人解散処分を相当としているとき又は国税庁長官が聴聞を行うことを相当と認めた場合は、聴聞の期日、場所及び国税局の職員（国税局の職員を主宰者に指名できない場合は、国税庁の職員）の中から主宰者となる者を国税庁長官に別紙第五号様式により進達しなければならない。（平一四訓令第六号改正）

- 2 国税庁長官は、前項の規定による進達を受けた場合において、聴聞の期日、場所及び主宰者が適当であると認めたときは、これを財務大臣に進達しなければならない。（平一三訓令第一号改正）

(聴聞の開催)

第十条 主宰者は、聴聞の経過の記録の作成その他聴聞の円滑かつ適正な事務の進行を図るため、財務省聴聞手続規則第五条第三項に規定する主宰者を補助する者（以下「補助者」という。）を聴聞に出席させることができる。ただし、補助者は、聴聞の期日において意見を述べ、又は質問をすることはできない。（平一三訓令第一号改正）

(聴聞の審理)

第十一条 主宰者は、手続法の規定に従い、公正かつ中立な立場で審理しなければならない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第十二条 主宰者は、当事者等から補佐人の出頭の許可の申請がされた場合において、当

該申請が手続法第二十条第二項に規定する当事者等の権利の適正な行使であるとき又は補佐人が出席することが聴聞の円滑な進行の上で必要と認められるときは、補佐人の出席を許可することができる。

- 2 主宰者は、補佐人の出頭を許可又は不許可としたときは、速やかに、その旨を当該当事者等に別紙第六号様式により通知しなければならない。

(当事者等から提出された証拠書類等の取扱)

第十三条 主宰者は、当事者等から提出された証拠書類等について、善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、第十九条に規定する報告書の作成後に国税局長に引き継ぐこととする。

- 2 前項の規定は、主宰者が証拠書類等を保管することが不適当と認めた場合に、証拠書類等を提出した者に保管させることを妨げるものではない。
- 3 主宰者から証拠書類等の引継ぎを受けた国税局長は、証拠書類等の保管の必要がなくなったときは、当事者等の了解を得て、これを返還することができる。

(聴聞の終結)

第十四条 聴聞は、聴聞の期日において、主宰者の宣言により終結する。ただし、手続法第二十一条の規定により陳述書の提出があり聴聞の期日に出頭する当事者等がない場合又は手続法第二十三条第二項の規定により聴聞を開催する必要がない場合は、陳述書の提出があったとき又は陳述書及び証拠書類の提出期限が到来したときのいずれか早いときに終結する。

- 2 当事者等は、聴聞の終結について異議があるときは、聴聞の期日において異議を述べなければならない。
- 3 主宰者を、前項の規定による異議について正当な理由があると認められるときは、聴聞続行の手続をしなければならない。

(陳述書の提出)

第十五条 主宰者は、当事者等からの陳述書の提出があったときは、必要に応じ、手続法第二十条第一項に規定する行政庁の職員から意見を聴取することができる。

(聴聞続行の手続)

第十六条 主宰者は、聴聞を行った結果、なお聴聞を続行する必要があるときは、聴聞の期日において、当事者に対し、新たな聴聞の期日及び場所を告知することとする。

- 2 前項の場合において、新たな期日及び場所を告知できないときは、後日、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなくてはならない。
- 3 前項の通知は別紙第七号様式による。

(聴聞不出頭の場合の陳述書の提出)

第十七条 主宰者は、手続法第二十三条第二項の規定に該当する場合において、当事者が聴聞の期日の出頭又は陳述書、証拠書類等（以下「陳述書等」という。）の提出ができないことについて正当な理由があり、かつ、出頭が一月以上引き続き見込めないときは、一月以内を期限として陳述書等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することができる。

- 2 主宰者が、前項の規定により、陳述書の提出を求めるときは、別紙第八号様式による。
- 3 陳述書等の提出があったときは、第十五条を準用する。

(聴聞調書)

第十八条 聴聞調書は、聴聞の期日における審理が行われたとき又は陳述書等の提出があったときは、速やかにこれを作成し、各期日ごとに編てつしななければならない。ただし、手続法第二十三条各項により、聴聞を終結した場合は、その終結後に作成することができる。

- 2 聴聞調書は、聴聞の終結後、国税局長に提出することとする。
- 3 聴聞調書は、別紙第九号様式による。（平一四訓令第六号改正）

(聴聞結果報告書の提出)

第十九条 主宰者は、聴聞終結後、速やかに、審理結果に基づく自己の判断を記載した報告書（以下「聴聞結果報告書」という。）を作成し、国税局長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により主宰者から聴聞結果報告書の提出を受けた国税局長は、当該聴聞結果報告書が合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分を相当とするものであるときは、当該聴聞結果報告書に意見を添えて、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。（平一四訓令第六号改正）

一 合格取消処分等 国税審議会（平一三訓令第一号改正）

二 税理士業務の禁止処分及び税理士法人解散処分 国税庁長官（平一四訓令第六号改正）

- 3 聴聞結果報告書には、聴聞調書の謄本を添付することとする。ただし、聴聞結果報告書副本には聴聞調書の謄本の添付を省略することができる。
- 4 聴聞結果報告書は正副二通を作成し、副本は当事者等からの閲覧に供するため、国税局に備えることとする。
- 5 聴聞結果報告書は、別紙第十号様式による。

(聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧手続)

第二十条 当事者等は、聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧をしようとするときは、その

氏名、住所並びに閲覧しようとする聴聞調書及び聴聞結果報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては国税局長に提出して行うこととする。

- 2 国税局長は、聴聞に係る処分のお知らせ後、当事者等からの聴聞調書及び聴聞結果報告書の閲覧の申し出が権利の濫用と認められるときは、これを拒否することができる。
- 3 前二項の閲覧手続については、第六条第二項及び第三項を準用する。

(聴聞の再開)

第二十一条 聴聞終結後、合格取消処分等、税理士業務の禁止処分又は税理士法人解散処分の原因となる事実について、処分権者が新たな証拠書類等を得て、これを処分理由とする場合は、当該事実に関して聴聞を行わなければならない。(平一四訓令第六号改正)

- 2 前項の場合において、国税審議会、国税庁長官又は国税局長が聴聞結果報告書及び聴聞調書の提出を受けているときには、これを主宰者に返還することとする。(平一三訓令第一号改正)
- 3 主宰者は、聴聞の再開をするときは、別紙第十一号様式により聴聞の期日、場所及び聴聞を再開する理由を当事者等に通知しなければならない。

附 則

この訓令は、平成七年四月十三日から施行する。

附 則 (抄) (平成十三年大蔵省訓令第一号)

- 1 この訓令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平一四財務省訓令第六号)

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 税理士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十八号)の施行の際現に改正前の法附則第三十七項の規定により税理士業務を行っている公認会計士に対する許可の取消しをするために手続法第十三条第一項の規定に基づき行う聴聞の事務の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙第1号様式

聴聞の期日等の変更通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

(処分権者) ㊟

平成 年 月 日付（記号番号）で通知した聴聞の期日及び場所については、
下記のとおり変更しましたので通知します。

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分より
- 2 聴聞の場所（住所）
（名称）
- 3 連絡先

別紙第2号様式

閱 覧 期 日 等 通 知 書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

国 税 局 長

Ⓞ

沖 縄 国 税 事 務 所 長

行政手続法第18条第1項の規定に基づき平成 年 月 日付で申請のありました
(氏名) の聴聞に係る資料の閲覧については、下記のとおり閲覧を許可します。

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分～ 時 分まで
- 2 聴聞の場所 (住所)
(名称)
- 3 連絡先

別紙第3号様式

文書等の閲覧の不許可通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

国 税 局 長

④

沖縄国税事務所長

あなたから平成 年 月 日付で提出のあった行政手続法第18条第1項の規定による
閲覧の申請は、第三者の利益を害するおそれがあるため、同項後段の規定によりこれを許可し
ないこととしたので通知します。

(日本工業規格 A4)

(記載要領) 行政手続法第18条第1項後段の規定により、閲覧を不許可とすることが「その
他正当な理由があるとき」に該当する場合は、「第三者の利益を害するおそれがある
ため」に代えて当該正当理由を記載する。

別紙第4号様式

閱 覧 簿

件名： (氏名) _____ に係る _____ 処分事案

閲覧者氏名	閲覧申請 年 月 日	閱 覧 年 月 日	閲覧場所	閱 覧 資 料 名

別紙第5号様式 (平14訓令第6号改正)

聴聞期日等進達書

記 号 番 号

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官 殿

国 税 局 長

㊟

沖 縄 国 税 事 務 所 長

{ 税理士 (税理士登録番号) の懲戒処分 }
{ 税理士法人 (税理士登録番号主たる事務所の税理士法人番号) の解散処分 } に係る聴聞について

は下記のとおり実施したいので、進達する。

記

1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分より

2 聴聞の場所 (住所)
(名称) 内 室

3 聴聞主宰者

(日本工業規格A4)

別紙第6号様式

行政手続法第20条第3項の規定による補佐人が聴聞に

出席することの許可申請に対する{許可}通知書
 {却下}

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

聴聞主宰者



行政手続法第20条第3項の規定により平成 年 月 日付で提出された補佐人が聴聞
に出席することの許可申請については、これを { 許可
 { 却下 } } したから通知します。

記

(日本工業規格A4)

別紙第7号様式

聴 聞 続 行 の 開 催 通 知 書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

聴聞主宰者

㊟

平成 年 月 日に開催した聴聞については審理を続行する必要があるため、新たな聴聞の期日及び場所を下記のとおり定めましたので、行政手続法第22条第2項により通知します。

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分より
- 2 聴聞の場所 (住所)
(名称)
- 3 連絡先

(日本工業規格A4)

別紙第8号様式

陳述書の提出要求書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

聴聞主宰者

印

あなたは、平成 年 月 日付（記号番号）で通知した聴聞の期日に出席できず、かつ今後相当期間引き続き聴聞の出頭ができないと認められますので、行政手続法第23条第2項の規定により、下記期限までに聴聞にかえて陳述書及び証拠書類等の提出をすることを求めます。

なお、陳述書の提出期限が到来したときに聴聞は終結されます。

記

- 1 陳述書及び証拠書類等の提出期限 平成 年 月 日
- 2 提出先 （住所）
（聴聞主宰者氏名）

（注意事項）陳述書及び証拠書類等を聴聞主宰者あてに郵送する場合には書留にしてください。

（日本工業規格A4）

別紙第9号様式 (平14訓令第6号改正)
(表紙)

聴 聞 調 書	
当事者氏名 又は名称 住 所 事務所所在地 税理士登録番号又は 税理士法人番号 上記の者の税理士法 _____ の規定による _____ 処分に関して 平成 年 月 日 時 分から、(住所) _____ (名称) _____ (室) において聴聞を開催し、任意次第のとおり 陳述がされた。 平成 年 月 日 聴聞主宰者 (職名) _____ (氏名) _____ ④	
聴聞出席者	
当事者	(住所) _____ (氏名) _____
補佐人	(住所) _____ (氏名) _____
調査担当者	(職名) _____ (氏名) _____
提出された証拠書類等の標目	
聴聞の期日に出頭しなかった当事者氏名等及び正当な理由の有無	

(日本工業規格A4)

(記載要領)

- 1 代理人が出席の場合は、聴聞出席者欄の当事者名は代理人と明記し、当該代理人の住所、氏名を記載する。
- 2 欄内に記載できない場合は、欄に「別紙」と表示の上別紙に記載して編てつする。

(次葉)

陳述者	陳述事項
	<p>1 審理の対象になった事項</p> <p>2 審理の対象となった事実に対する当事者及び行政庁の職員の陳述の要旨</p> <p>3 その他事項</p> <p>同日午 時 分聴聞を終了し、聴聞主催者は { 聴聞の終結 } を 宣言した。 { 聴聞の継続 }</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>聴聞主宰者 ㊟</p>
枚のうち	

(日本工業規格A4)

別紙第10号様式 (平13訓令第1号改正)

聴 聞 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

国 税 庁 長 官
国 税 審 議 会 殿
国 税 局 長

聴聞主宰者

(職名)

(氏名)

㊟

_____に係る税理士法_____の規定による_____
_____処分に関する聴聞を平成 年 月 日に終結したので、聴聞調書
を添えて報告する。

なお、聴聞結果について検討したてん末は別紙のとおりであるが、処分予定者の陳述等から
下記の心証を得た。

記

(日本工業規格A4)

別紙第11号様式

聴聞の再開通知書

記 号 番 号

平成 年 月 日

殿

聴聞主宰者 ㊟

平成 年 月 日付 通知書に係る聴聞は、平成 年 月 日に
に終結しましたが、その後、新たな証拠書類について聴聞を再開する必要が生じたので、
下記のとおり聴聞を開催することを行政手続法第25条により通知します。

記

- 1 聴聞の期日 平成 年 月 日 時 分より
- 2 聴聞の場所（住所）
（名称）
- 3 新たな証拠書類等の名称
- 4 聴聞の再開理由
- 5 連絡先

（日本工業規格A4）